

農地の貸し借りに関する手続きについて

農地を耕作目的で貸し借りする場合

農地を貸し借りするときは、農地法に基づき農業委員会の手続き・許可が必要となります。

許可にあたっては、いくつかの要件が定められており、

- ・農地の権利があるものが保有している農地を含め、すべての農地を効率的に耕作すること
- ・農作業従事日数が年間150日以上であること
- ・周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に妨げないこと

を遵守していただく必要があります。

○申請から許可までについて

「農地法第3条の規定による許可申請書」とその他必要書類を提出してください。

なお、申請受付日については、毎月10日までが締め切りとなります。

①必要書類一覧

- (1) 許可申請書
- (2) 法人の登記事項証明書、及び定款又は寄附行為の写し ※法人の場合のみ
- (3) 土地の登記事項証明書
- (4) 公図の写し
- (5) 位置図（縮尺1/5,000又は1/10,000程度の地形図）
- (6) 案内図

※その他状況による必要書類

- (1) 耕作証明（下諏訪町外の農業者が譲受人又は被設定者となる場合）
- (2) 住所変更証明書（所有者の現住所と登記事項証明書の住所が異なる場合）
- (3) 申請代理人専任書（行政書士等が申請書の作成、提出を行う場合）
- (4) 賃貸契約書
- (5) その他参考となる書類

②申請から許可までの流れ

